

## FUKUOKA 映像インターンシップ受入企業支援交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、FUKUOKA 映像インターンシップ受入企業支援(以下「支援」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この支援は、市内映像事業者がインターンシップを実施する際に必要な経費の一部を支援することで、若手人材が就業体験を通じて、業務内容等についての理解を深め、雇用のミスマッチを減らすことで企業の安定的な人材確保を促すことを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1)インターンシップ 業界理解のために、事業者が求職者に実践的な経験を提供するプログラム
- (2)事業者 市内に営業所、事務所、スタジオなどを有する事業者をいう。ただし、専ら自社で制作に携わらない事業者(中継や動画配信及びアーカイブなど)は除く。
- (3)映像 クリエイティブ性を要し製作された電子媒体を通じて表現されるコンテンツ
- (4)インターン 映像業界で就労することを目指し、受け入れ事業者での就労体験を行う 18 歳以上の学生および新卒者
- (5)新卒者 卒業後 3 年以内の求職者

### (支援事業者)

第4条 支援の対象となる事業者(以下「支援事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1)福岡市内に会社法上の本店がある映像関連事業者であること。
- (2)役員が、福岡市暴力団排除条例(平成 22 年福岡市条例第 30 号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)または同条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」といいます。)や暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3)事業の運営について、暴力団や暴力団員または暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (4)その他、本事業の趣旨に照らして適当でないクリエイティブ福岡推進協議会の会長(以下「会長」という。)が判断するものでないこと。

### (支援事業)

第5条 支援の対象となる事業(以下「支援事業」という。)は次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1)新たにクリエイターを採用するために実施するインターンシップであること。
- (2)18 歳以上の学生及び新卒者(卒業から3年以内)を対象としたインターンシップであること。
- (3)実施期間が5日間以上であること。
- (4)有給のインターンシップの場合は、福岡労働局が定める最低賃金以上を適用すること。

- (5) 事業内容が法令及び公序良俗に反したものでないこと。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行為を行うこと及び信者を教化育成することを目的とした事業でないこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とした事業でないこと。
- (8) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とした事業でないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本事業の支援が不相当と認められない事業であること。

#### (支援金の額)

第6条 クリエイティブ福岡推進協議会(以下「協議会」という。)は、インターンシップを実施した支援事業者に対し、予算の範囲内で支援金を交付するものとする。

2 前項の支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。なお、インターン1名に対し、(1)、(2)を重複して申請することは不可とする。

- (1) 受入支援金 インターン1名につき20日間を上限として、1日最大5千円の受入支援金を支給する。なお、受入支援金の日額は、事業所がインターンに支払う額に応じて決定する。
- (2) 宿泊費 インターンシップの実施により受け入れた学生等が通勤困難な遠方からの参加の場合、宿泊費の実費もしくは1泊につき5千円のどちらか少ない方を支給する。ただし参加インターン1名につき10万円を上限とする。
- (3) 支援金の総額は1事業者につき30万円を上限とする。
- (4) 国や県その他の団体等による事業から、補助金・交付金・負担金その他の金銭給付を受けている経費については対象外とする。

3 前項の規定により算出した支援金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

#### (支援対象期間)

第7条 支援の対象期間は、支給決定日から、令和7年3月31日までとする。

#### (申請受付期間)

第8条 支援の申請受付期間は、令和6年4月24日から、令和6年5月31日までとする。ただし予算の執行状況によっては、上記の受付期間終了後も随時申請を受け付ける場合もある。

#### (支援金交付の申請)

第9条 支援を申請する者(以下「申請者」という。)は会長が定める申請期間内に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または、「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内に本支援の申請をする者に対しては、(2)、(3)の提出を免除する。

- (1) FUKUOKA 映像インターンシップ受入企業支援申請書(様式第1号)
- (2) 役員名簿(様式第2号)
- (3) 定款・規約等

(4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 会長は、第1項に規定する書類に不備があると認められる場合は、申請者に対して期限を定めた上で当該書類の是正又は補正を求めることができる。

(支援金の交付決定)

第 10 条 会長は、前条に規定する申請があったときは審査を行い、支援金を交付すべきと認めたときは、FUKUOKA 映像インターンシップ受入企業支援交付決定通知書(様式第3号)により、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

2 会長は、支援金を交付することが不相当と認めたときは、FUKUOKA 映像インターンシップ受入企業支援不交付決定通知書(様式第4号)により速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(実施報告)

第 11 条 支援金交付の決定を受けた事業者(以下「交付決定者」という。)は支援事業を完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は令和7年 3 月 31 日のいずれか早い 日までに次の書類を会長に提出しなければならない。

(1) 支援金交付申請書(様式第5号)

(2) インターンシップ実施報告書(様式第6号)

(3) 手当や宿泊費を支払った証明書類

(4) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類等

※(1)及び(3)は受入支援金及び宿泊費の申請をした事業者のみ提出しなければならない。

2 前項の提出期限について、会長から別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(支援金の額の確定等)

第 12 条 会長は、前条の報告を受けた場合には、当該報告書その他の書類の審査を行い、その報告に係る支援事業の実施結果が第 10 条に基づく支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき支援金の額を確定し、支援金交付額確定通知書(様式第7号)により支援事業者に通知するものとする。

(支援金の交付の時期)

第 13 条 支援金は、前条の規定により決定した後に交付するものとする。

2 交付決定者は、前条の規定による支援金交付額確定通知書を受領したときは、会長が定める期日までに、支援金交付請求書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の規定による支援金交付請求書が支援事業者より提出されたときは、その内容を審査確認のうえ、交付決定者に対して支援金の交付を行わなければならない。

(支援金の交付決定の取消等)

第 14 条 協議会は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消し、既に交付されている支援金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1)偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2)その他、協議会が支援金の交付を行うことが不相当と認めたととき。
- 2 協議会は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その内容を支援金交付決定取消通知書(様式第9号)により交付決定を取り消された支援事業者に通知するものとする。
- 3 協議会は、第1項の規定により既に交付した支援金の返還を命じるときは、支援金返還命令書(様式第10号)により支援事業者に通知するものとする。(支援金の返還)

#### (加算金及び延滞金)

- 第15条 交付取消事業者は、前条の規定により支援金の返還を請求されたときは、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金をクリエイティブ福岡推進協議会に納付しなければならない。ただし、加算金の金額が10円未満であるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定の適用については、当該支援金が2回以上に分けて交付されているときは、返還を請求された額に相当する支援金は、最後の受領の日を受領したものとみなし、当該返還を請求された額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。
  - 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付取消事業者の納付した金額が返還を請求された支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された支援金の額に充てられたものとする。
  - 4 交付取消事業者が支援金の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例(昭和32年福岡市条例第12号)第4条の規定により算出した延滞金をクリエイティブ福岡推進協議会に納付しなければならない。
  - 5 会長は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

#### (暴力団の排除)

- 第16条 会長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、支援をしないものとする。
    - (1)暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
    - (2)法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
    - (3)暴排条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者
  - 3 会長は、交付決定者が前項各号のいずれかに該当したときは、支援の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - 4 会長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者または支援事業者に対し当該申請者又は当該支援事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

(書類の保存)

第 17 条 支援決定者は、支援事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を当該支援事業終了後5年間保管しなければならない。

(届出の義務)

第 18 条 支援決定者は、商号もしくは名称又は本店、主たる営業所もしくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合は、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく支援に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月 24 日から施行する。